

おどろき、快適、仕事と暮らし

KING JIM

第74回

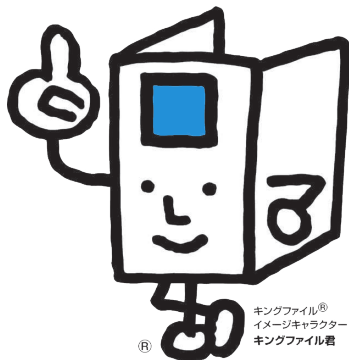
定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2022年9月15日（木曜日）
午前10時（午前9時受付開始）

開催
場所

東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目1番1号
ロイヤルパークホテル
2階 「春海」



株式会社キングジム

証券コード：7962

新型コロナウイルスに関するお知らせ

- インターネットまたは書面により事前に議決権を行使いただき、株主総会当日のご来場はお控えいただくようお願い申し上げます。
- 座席間隔を確保する必要があることから、会場に入場できる人数に限りがあります。そのため、状況により入場をお断りする場合がございます。
- 昨年同様に短時間での開催とし、商品展示や、飲料水・お土産のご用意はございません。

何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株主優待制度の変更に関するお知らせ

2021年12月15日付で発表のとおり、株主優待制度を変更いたしました。変更後の内容は、63ページをご覧ください。

目次

■ 第74回定時株主総会招集ご通知	1
■ 議決権行使についてのご案内	2
■ 株主総会参考書類	4
(添付書類)	
■ 事業報告	33
■ 連結計算書類	51
■ 計算書類	53
■ 監査報告書	55
■ ご参考	60



経営理念

独創的な商品を開発し、
新たな文化の創造をもって
社会に貢献する

平素より当社グループ事業へのご理解とご高配を賜り、心より感謝申し上げます。

本年度は、第10次中期経営計画(2022年6月期から2024年6月期)の2年目にあたります。

新型コロナウイルス感染症の影響によって生じた事業環境の変化は今後も継続すると予想されますが、新しい働き方・暮らし方は市場拡大の機会ととらえております。

このような状況のもと、当社グループが保有している柔軟な開発体制と独創的で多彩な商品群、多様な販売チャンネルといった経営資源を最大限に活用してまいります。また、グループ経営を推進することでアフターコロナに向けて経営基盤を固め、持続的な成長を目指してまいります。

当社では、新たにコーポレートメッセージ「おどろき、快適、仕事と暮らし」を策定しました。これまで事業の中心としていた「仕事」の場面に加え、「暮らし」においても、おどろきと快適さを提供することで新しい価値を創造し、社会に貢献してまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役社長 宮本 彰

(証券コード 7962)
2022年8月30日

株 主 各 位

東京都千代田区東神田二丁目10番18号

株式会社キングジム

代表取締役社長 宮 本 彰

第74回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第74回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、インターネットまたは書面により事前に議決権を行使いただき、株主総会当日のご来場はお控えいただくようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2頁～3頁記載の「議決権行使についてのご案内」をご参照のうえ、**2022年9月14日（水曜日）午後5時35分までに議決権を行使して**くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年9月15日（木曜日）午前10時（午前9時受付開始）
2. 場 所 東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目1番1号
ロイヤルパークホテル 2階「春海」
3. 会議の目的事項
報告事項 1. 第74期（自2021年6月21日至2022年6月20日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第74期（自2021年6月21日至2022年6月20日）計算書類報告の件
決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役11名選任の件
第4号議案 監査役1名選任の件
第5号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件

以 上

- ~~~~~
- (1) 事業報告のうち「会社の体制および方針」、連結計算書類のうち「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」、計算書類のうち「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」は、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.kingjim.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。監査役が監査した事業報告ならびに監査役および会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知の添付書類に記載の各書類のほか、上記の事項を含んでおります。
 - (2) 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正をすべき事情が生じた場合には、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.kingjim.co.jp/>) に掲載いたします。

議決権行使についてのご案内

下記いずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

インターネットによるご行使

行使期限

**2022年9月14日（水曜日）
午後5時35分行使分まで**



スマートフォン等により、同封の議決権行使書用紙のQRコードを読み取るか、議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、画面の案内に従って議決権をご行使ください。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

書面によるご行使

行使期限

**2022年9月14日（水曜日）
午後5時35分到着分まで**



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

株主総会への出席によるご行使



株主総会開催日時

**2022年9月15日（木曜日）
午前10時（午前9時受付開始）**

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

●重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効とさせていただきます。
- (2) インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

※議決権行使書用紙に議案に対する賛否のご表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

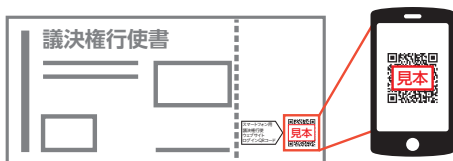
※当社では、定款第18条の定めにより代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様1名に委任することができます。この場合は、代理権を証明する書面をご提出ください。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

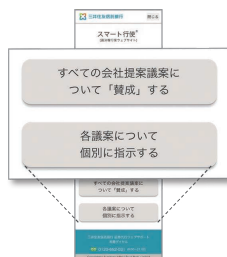
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 同封の議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくとPC向けサイトへ遷移できます。

※操作画面はイメージです。

※インターネットの接続料金および通信料金等は株主様のご負担となります。

※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

インターネットによる議決権行使
に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話番号 **0120-652-031** (フリーダイヤル) 受付時間：午前9時～午後9時

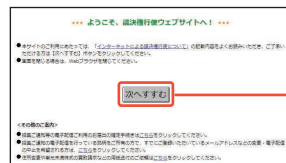
●機関投資家の皆様へ 株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト

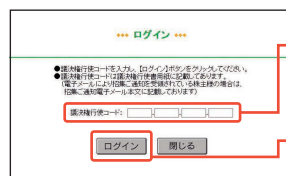
<https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

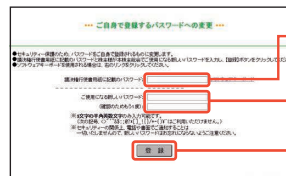
- 2 同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」を入力し、ログインしてください。



「議決権行使コード」
を入力

「ログイン」をクリック

- 3 同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」を入力し、新しいパスワードをご登録ください。



「初期パスワード」を入力

「新しいパスワード」を
設定

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への一層の利益還元と機動的な経営施策遂行のための内部留保を総合的に考慮のうえ、配当性向の基準を40%とし、安定配当を目指しております。

当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1 配当財産の種類

金 銭

2 配当財産の割当てに関する事項 およびその総額

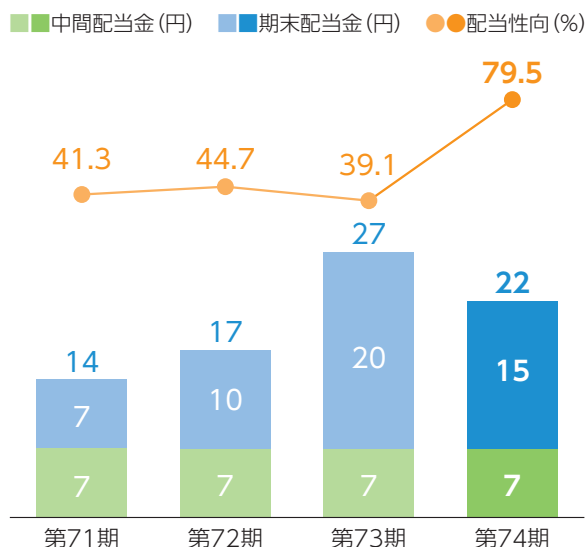
当社普通株式1株当たり **15**円

総額 **427,527,870**円

なお、中間配当金として1株当たり7円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は、1株当たり22円となります。

3 剰余金の配当が効力を生じる日 **2022年9月16日**

【ご参考】1株当たり配当金・配当性向の推移



1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されましたので、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)	(削 除)
<p>第15条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: right;">(新 設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>② <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
(新 設)	<p>附則</p> <p>第1条 <u>2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u></p> <p>② <u>本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案

取締役11名選任の件

本総会終結の時をもって取締役9名全員が任期満了となります。つきましては経営体制の一層の強化を図るため、また経営の透明性の確保およびコーポレート・ガバナンス体制の更なる強化を図るため、取締役を2名増員することとし、取締役11名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名		現在の当社における 地位および担当			取締役会 出席状況
1	みやもと 宮本	あきら 彰	再任			代表取締役社長 100% (13回/13回)
2	はぎた 萩田	なみち 直道	再任			取締役 専務執行役員 経営企画部担当 兼 サステナビ リティ担当 100% (13回/13回)
3	はらだ 原田	しんいち 伸一	再任			取締役 常務執行役員 管理本部長 100% (13回/13回)
4	かめだ 亀田	たかのぶ 登信	再任			取締役 常務執行役員 開発本部長 兼 E C 事業部担当 兼 広報室担当 100% (13回/13回)
5	たかの 高野	まこと 真	再任			取締役 常務執行役員 調達物流本部長 兼 品質管理部 担当 兼 国内子会社統括部担当 兼 海外生産系子会社担当 100% (10回/10回)
6	きむら 木村	みよこ 美代子	新任			— —
7	かきうち 垣内	けいこ 恵子	再任	社外	独立	取締役 100% (13回/13回)
8	ひろかわ 廣川	かつや 克也	再任	社外	独立	取締役 100% (13回/13回)
9	いわき 岩城	みずほ	再任	社外	独立	取締役 100% (10回/10回)
10	すずき 鈴木	たかこ 貴子	新任	社外	独立	— —
11	ひらき 平木	いくみ	新任	社外	独立	— —



候補者番号

1

みやもと
宮本あきら
彰

(1954年8月11日生)

再任

略歴（地位および重要な兼職の状況）

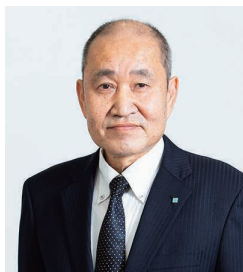
1977年3月 当社入社
 1984年9月 当社常務取締役総合企画室長
 1986年9月 当社専務取締役
 1992年4月 当社代表取締役社長（現任）

所有する当社株式の数

830,408株

取締役候補者とした理由

同氏は、当社経営者として社業を牽引し、経営全般に対する豊富な経験と幅広い知見により、重要な経営判断や意思決定を適切に行ってまいりました。今後も卓越したリーダーシップのもと、さまざまな経営判断や意思決定を担うにふさわしい人物であると判断したため、引き続き取締役候補者としていたしました。



候補者番号

2

はぎた
萩田なのみち
直道

(1960年5月25日生)

再任

略歴（地位および重要な兼職の状況）

1983年3月 当社入社	2012年9月 当社常務取締役
2002年5月 当社経営企画室長	2018年9月 当社専務取締役
2006年6月 当社執行役員	2020年9月 当社取締役専務執行役員（現任）
2010年9月 当社取締役	

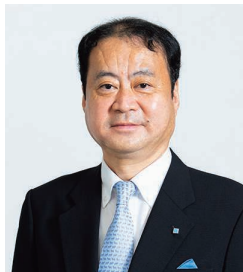
所有する当社株式の数

11,404株

(現在の担当) 経営企画部担当 兼 サステナビリティ担当

取締役候補者とした理由

同氏は、当社において経営企画部門、営業部門の要職を歴任し、これらに関する豊富な経験と幅広い知見を有しており、さまざまな経営判断や意思決定を適切に行うことができる人物であると判断したため、引き続き取締役候補者としていたしました。



候補者番号 **3** はらだ しんいち
原田 伸一 (1961年9月19日生)

再任

所有する当社株式の数

12,476株

略歴（地位および重要な兼職の状況）

1984年4月	株式会社東京銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行	2014年8月	当社顧問
2008年4月	同行（中国）有限公司（現MUFGバンク（中国）有限公司）上海支店副支店長	2014年9月	当社執行役員
2011年4月	同行（現MUFGバンク（ヨーロッパ）ドイツ総支配人兼デュッセルドルフ支店長	2014年9月	当社取締役
		2015年9月	当社常務取締役
		2020年9月	当社取締役常務執行役員（現任）

（現在の担当）管理本部長

取締役候補者とした理由

同氏は、金融機関での豊富な経験と幅広い知見を有し、当社においては管理本部を牽引しており、さまざまな経営判断や意思決定を適切に行うことができる人物であると判断したため、引き続き取締役候補者いたしました。



候補者番号 **4** かめだ たかのぶ
亀田 登信 (1963年1月24日生)

再任

所有する当社株式の数

13,746株

略歴（地位および重要な兼職の状況）

1985年4月	当社入社	2014年9月	当社取締役
2006年11月	当社電子文具事業推進部長	2016年9月	当社常務取締役
2011年6月	当社執行役員	2020年9月	当社取締役常務執行役員（現任）

（現在の担当）開発本部長 兼 E C事業部担当 兼 広報室担当

取締役候補者とした理由

同氏は、当社において開発部門の要職を歴任し、これらに関する豊富な経験と幅広い知見を有しており、さまざまな経営判断や意思決定を適切に行うことができる人物であると判断したため、引き続き取締役候補者いたしました。



候補者番号 **5** たかの まこと
高野 真 (1961年7月14日生)

再任

略歴 (地位および重要な兼職の状況)

1984年 3月 当社入社	2014年 9月 当社取締役
2006年 2月 P.T. KING JIM INDONESIA 取締役社長	2020年 9月 当社上席執行役員
2011年 6月 当社執行役員	2021年 9月 当社取締役常務執行役員 (現任)

所有する当社株式の数

22,442株

(現在の担当) 調達物流本部長 兼 品質管理部担当 兼 国内子会社統括部担当
兼 海外生産系子会社担当

取締役候補者とした理由

同氏は、当社海外子会社で経営の指揮をとり、当社においては調達物流部門、品質管理部門、海外および国内子会社統括部門の要職を歴任し、これらに関する豊富な経験と幅広い知見を有しており、さまざまな経営判断や意思決定を適切に行うことができる人物であると判断したため、引き続き取締役候補者となりました。



候補者番号 **6** きむら みよこ
木村 美代子 (戸籍上の氏名：酒川美代子)
(1964年6月12日生)

新任

略歴 (地位および重要な兼職の状況)

1988年 4月 プラス株式会社入社	2021年 5月 同社取締役ブランディング、デザインおよびサプライヤーリレーション担当
1999年 5月 アスクル株式会社入社	
2010年 2月 アスマル株式会社代表取締役社長	
2017年 8月 アスクル株式会社取締役CMO執行役員BtoCカンパニーライフクリエーション本部兼バリュー・クリエーション・センター本部長	2021年 6月 アサヒホールディングス株式会社社外取締役 (現任)

所有する当社株式の数

－ 株

取締役候補者とした理由

同氏は、企業経営に関する幅広い見識と実績を有しており、当該見識や実績を活かして、当社におけるさまざまな経営判断や意思決定を適切に行っていただくことが期待できる人物であると判断したため、取締役候補者となりました。



候補者番号 **7** かきうち けいこ
垣内 恵子 (1962年1月25日生) **再任** **社外** **独立**

略歴（地位および重要な兼職の状況）

1998年4月	弁護士登録	2016年6月	凸版印刷株式会社社外監査役（現任）
1998年4月	宮原・須田・石川法律事務所入所	2018年3月	株式会社矢野経済研究所監査役（現任）
2003年10月	笠原総合法律事務所入所	2019年9月	当社社外取締役（現任）
2012年8月	涼和総合法律事務所開設（現任）		
2015年9月	当社社外監査役		

所有する当社株式の数

4,300株

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

同氏は、弁護士としての豊富な経験、幅広い見識と実績を有しており、当該経験、見識または実績を活かして、当社取締役会における適切な意思決定および経営監督を行っていただくことが期待できる人物であると判断したため、引き続き社外取締役候補者としていたしました。



候補者番号 **8** ひろかわ かつや
廣川 克也 (1970年1月14日生) **再任** **社外** **独立**

略歴（地位および重要な兼職の状況）

1993年4月	株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行	2017年7月	SFCフォーラムファンド ファンドマネージャー（現任）
2005年12月	慶應義塾大学湘南藤沢キャンパス インキュベーションマネージャー	2018年4月	株式会社シュアール社外取締役
2012年4月	一般財団法人SFCフォーラム事務局長（現任）	2019年9月	当社社外取締役（現任）

所有する当社株式の数

600株

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

同氏は、金融機関およびファンドマネージャーとしての業務経験を通じて金融分野に関する幅広い見識と実績を有しており、当該見識や実績を活かして、当社取締役会における適切な意思決定および経営監督を行っていただくことが期待できる人物であると判断したため、引き続き社外取締役候補者としていたしました。



候補者番号

9

いわき

岩城

みずほ

(戸籍上の氏名：岩城美津穂)

(1965年8月17日生)

再任

社外

独立

略歴（地位および重要な兼職の状況）

1988年4月	日本放送協会松山放送局入局	2019年9月	特定非営利活動法人みんなの金のアドバイザー協会副理事長（現任）
1991年2月	フリーアナウンサー	2021年9月	当社社外取締役（現任）
2007年3月	株式会社NTTソルコ（現株式会社NTTネクシア）入社	2022年5月	MZ Benefit Consulting株式会社代表取締役（現任）
2008年6月	住友生命保険相互会社入社	2022年8月	社会保険労務士登録
2009年12月	オフィスベネフィット代表（現任）		
2011年7月	CFP®認定		

所有する当社株式の数

一 株

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

同氏は、放送業界での経験と金融商品に関する幅広い知見を有しており、当該経験や知見を活かして、当社取締役会における適切な意思決定および経営監督を行っていただくことが期待できる人物であると判断したため、引き続き社外取締役候補者としていたしました。



候補者番号

10

すずき

鈴木

たかこ

貴子

(1962年3月5日生)

新任

社外

独立

略歴（地位および重要な兼職の状況）

1984年4月	日産自動車株式会社入社	2013年5月	株式会社シャルダン取締役（現任）
2001年8月	LVJグループ株式会社（現ルイ・ヴィトン・ジャパン株式会社）入社	2020年3月	トラスコ中山株式会社社外取締役（現任）
2009年4月	株式会社シャルダン代表取締役	2021年6月	エステー株式会社取締役会議長兼代表執行役社長（現任）
2010年1月	エステー株式会社入社		
2013年4月	同社取締役兼代表執行役社長		

所有する当社株式の数

一 株

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

同氏は、企業経営に関する幅広い見識と実績を有しており、当該見識や実績を活かして、当社取締役会における適切な意思決定および経営監督を行っていただくことが期待できる人物であると判断したため、社外取締役候補者としていたしました。



候補者番号 **11** ひらき **平木** **いくみ** (1975年4月4日生)

新任 **社外** **独立**

略歴（地位および重要な兼職の状況）

1998年4月	株式会社日本長期信用銀行（現 株式会社新生銀行）入行	2018年4月	放送大学客員教授
2003年4月	早稲田大学商学部助手	2018年4月	東京国際大学商学部教授（現任）
2009年10月	早稲田大学総合研究機構マーケ ティング・コミュニケーション 研究所招聘研究員（現任）	2018年9月	早稲田大学大学院商学研究科非 常勤講師（現任）
2012年4月	東京国際大学商学部准教授		

所有する当社株式の数

－ 株

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

同氏は、マーケティング論の専門家としての幅広い見識と実績を有しており、当該見識や実績を活かして、当社取締役会における適切な意思決定および経営監督を行っていただくことが期待できる人物であると判断したため、社外取締役候補者となりました。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 各取締役候補者の「所有する当社株式の数」は、2022年6月20日現在の状況であります。
3. 垣内恵子氏、廣川克也氏、岩城みずほ氏、鈴木貴子氏および平木いくみ氏は、社外取締役候補者であります。
4. 垣内恵子氏および廣川克也氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与されたことはなく、また、平木いくみ氏は直接会社経営に関与されたことはありませんが、上記の社外取締役候補者とした理由のとおり、社外役員としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。
5. 垣内恵子氏および廣川克也氏の社外取締役としての在任期間は、両氏ともに本総会終結の時をもって3年となります。また、岩城みずほ氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
6. 垣内恵子氏、廣川克也氏、岩城みずほ氏、鈴木貴子氏および平木いくみ氏は、13頁記載の当社における社外役員の独立性に関する基準を満たしております。当社は、垣内恵子氏、廣川克也氏および岩城みずほ氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、再任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。また、鈴木貴子氏および平木いくみ氏が取締役として選任された場合は、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
7. 当社は、垣内恵子氏、廣川克也氏および岩城みずほ氏との間で会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として責任を負担する責任限定契約を締結しており、再任された場合、同契約を継続する予定であります。また、鈴木貴子氏および平木いくみ氏が取締役として選任された場合は、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
8. 当社は、取締役を含む役員等を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。被保険者である役員等が職務の執行に起因して損害賠償請求を提起された場合において、役員等が負担することとなる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしており、各取締役候補者が選任された場合は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の次回更新（2023年2月）時には同程度の内容での更新を予定しております。

(ご参考) 独立性に関する基準

当社における社外役員の独立性に関する基準は以下のとおりであります。

当社の社外取締役または社外監査役が独立性を有するという場合には、当該社外取締役または社外監査役が、以下のいずれにも該当してはならないこととしております。

- i. 当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者
- ii. 当社の主要な取引先またはその業務執行者
- iii. 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう）
- iv. 最近1年間において、上記 i から iii までのいずれかに該当していた者
- v. 次の a から c までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く）の二親等内の親族
 - a. 上記 i から iv までに掲げる者
 - b. 当社の子会社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者または業務執行者でない取締役）
 - c. 最近1年間において b または当社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者または業務執行者でない取締役）に該当していた者

- (注) 1. 「当社を主要な取引先とする者」とは、直近事業年度においてその者の年間連結総売上高の2%または1億円のいずれか高い方の額以上の支払いを、当社または当社の子会社から受けた者をいいます。
2. 「当社の主要な取引先」とは、直近事業年度において当社の年間連結総売上高の2%以上の支払いを、当社に行った者をいいます。
3. 「当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている」とは、直近事業年度において役員報酬以外の報酬が当該コンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者および当該団体に過去に所属していた者をいう）の売上（総報酬額）の2%または1,000万円のいずれか高い方の額以上の金銭または財産を当社または当社の子会社から得ていることをいいます。

(ご参考) 本定時株主総会後の取締役および監査役のスキルマトリックス

氏名	役職名	指名・報酬委員	スキル・経験・知識等							
			経営経験	業界知見	国際経験	営業マーケティング	製品開発製造	財務会計	法律	ESG
宮本 彰	代表取締役社長	○	○	○				○		○
萩田直道	取締役専務執行役員		○	○		○				○
原田伸一	取締役常務執行役員	○	○		○			○		○
亀田登信	取締役常務執行役員		○	○				○		○
高野 真	取締役常務執行役員		○		○			○		○
木村美代子	取締役常務執行役員		○			○	○			○
垣内恵子	取締役(社外)	○							○	○
廣川克也	取締役(社外)	○						○		○
岩城みずほ	取締役(社外)	○						○	○	○
鈴木貴子	取締役(社外)		○			○	○			○
平木いくみ	取締役(社外)					○				○
清水和人	常勤監査役				○			○	○	○
太田美奈	監査役(社外)		○					○		
丹羽武司	監査役(社外)		○		○				○	

(注) 1. 指名・報酬委員会の委員長は、社外取締役の垣内恵子氏が務めます。

2. 各取締役・監査役が有するスキル・経験・知識等のうち、主なもの最大4つを記載しています。

上記一覧表は、各取締役・監査役の有するすべてのスキル・経験・知識等を表すものではありません。

本総会終結の時をもって常勤監査役清水和人氏が任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は次のとおりであります。



しみず かずと
清水 和人 (1958年1月2日生)

再任

略歴（地位および重要な兼職の状況）

1981年4月	株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行	2010年9月	当社顧問
2008年4月	株式会社三井住友銀行監査部上席考査役	2010年9月	当社常勤監査役（現任）

所有する当社株式の数

7,800株

取締役会出席状況

100% (13回/13回)

監査役会出席状況

100% (10回/10回)

監査役候補者とした理由

同氏は、金融機関における与信審査および海外支店業務での豊富な経験と相当程度の知見を有し、それらの幅広い見識を当社における監査に反映し、適法性を確保するための適切な助言・提言ができる人物であると判断したため、引き続き監査役候補者としていたしました。

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者の「所有する当社株式の数」は、2022年6月20日現在の状況であります。
3. 当社は、監査役を含む役員等を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。被保険者である役員等が職務の執行に起因して損害賠償請求を提起された場合において、役員等が負担することとなる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしており、監査役候補者が選任された場合は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の次回更新（2023年2月）時には同程度の内容での更新を予定しております。

第5号議案

当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件

当社は、2007年9月13日開催の当社第59回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）を導入し、直近では2019年9月19日開催の当社第71回定時株主総会の決議によりその更新について株主の皆様のご承認をいただきました（以下現行の買収防衛策を「現プラン」といいます。）。現プランの有効期間は、本総会終結の時までとなっております。

現プランの有効期間満了に先立ち、現プランを更新することにつき当社定款第17条第2項の規定に基づき、ご承認をお願いするものであります（以下この更新を「本更新」といい、更新後のプランを「本プラン」といいます。）。

また、本議案についてのご承認の決議は、新株予約権無償割当てに関する事項の決定を行うことを当社取締役会に委任していただく当社定款第16条第3項の決議でもあります。

本プランは、現プランから実質的な内容の変更はございません。

なお、前回の現プランのご承認以降、当社は、取締役の株主に対する責任を明確化するために取締役の任期を1年とし、社外取締役を4名体制とし、取締役会における社外取締役の比率を3分の1以上まで高めてきました。第3号議案 取締役11名選任の件が本総会においてご承認いただければ、社外取締役は1名増員の5名体制となります。

1. 本更新の目的

当社は、当社株式に対する大量買付けが行われた際に、当該大量買付けに応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様にご提案するために必要な時間及び情報を確保するとともに、株主の皆様のために大量買付者と協議・交渉等を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付けを抑止するための枠組みが引き続き必要不可欠であると判断し、2022年8月1日開催の取締役会において、本総会で株主の皆様にご承認いただけることを条件に現プランを更新することを決定いたしました。

本議案は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして本プランへの更新をお諮りするものであります。

2. 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式について大量買付けがなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付けの中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付けの内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社を買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、企業価値の確保・向上に努めておりますが、特に、当社の企業価値の源泉は、①秀でた商品開発力・提案力、②安心のブランド力、③広い販売力と顧客サポート力、さらには④全員経営の風土と堅実経営にあります。当社株式の大量買付けを行う者が当社の企業価値の源泉を理解し、これらの中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社としては、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付けに対しては必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

3. 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、中期経営計画の方針として「成長分野への注力」と「基盤事業の更なる強化」を掲げ、当社グループが保有している柔軟な開発体制と独創的で多彩な商品群、多様な販売チャネルといった経営資源を最大限に活用し、グループ経営を推進することで、アフターコロナに向けて経営基盤を固め、持続的な成長を目指します。

① 成長分野への注力

- ・「衛生・健康用品」については、新型コロナウイルス感染症拡大で激変した新しい生活様式に対応した商品の企画・開発を積極的に行います。
- ・「オフィス・生活環境用品」については、テレワーク、おうち時間向けに当社のブランド力、営業力、開発・調達力を活かして新たな商品ラインアップを市場に提供してまいります。
- ・「デジタル文具」については、ワークスタイルの変化に合わせて、当社独自の発想に基づく新商品の拡充により、新たな顧客の獲得と市場の創造を目指します。
- ・「女子文具」については、ステーションナリーの領域にとどまらず、雑貨を含めてより広い商品展開を行い、ターゲット層への訴求を高めてまいります。
- ・「インテリアライフスタイル事業」については、更なるグループシナジーを発揮し、事業の成長スピードを加速させます。
- ・「海外事業」については、アジア市場に加え、欧米の市場にもこれまで以上に力を入れることとし、Japan Qualityのキッチン家電や女子文具のグローバル展開を図ります。
- ・「E C事業」については、今後も成長が見込まれる市場であり、効果的なマーケティングや取扱品目の増加により売上の飛躍的な拡大を目指します。
- ・「M&A」については、事業領域拡大の重要な手段と考えており、積極的な投資により事業ポートフォリオを拡充してまいります。

② 基盤事業の更なる強化

- ・「テプラ」については、ラベリング需要の掘り起こしにより、今までテプラを使っていなかった層の獲得に取り組み、市場・チャネルの開拓に努めます。
- ・「ステーションナリー」については、既存カテゴリーの強化と新規カテゴリーへの参入を両輪で進めるとともに、海外生産系子会社において文具以外の生産技術を導入し、生産品目を拡大して商品展開を広げてまいります。

当社グループは、サステナブル（持続可能）な社会の実現を達成すべき重点目標としてとらえ、仕事と暮らしを便利で快適にする商品・サービスを通じて社会に貢献し、それらの商品について地球環境に配慮した調達・設計・開発を行います。また、ダイバーシティや多様な働き方を推進し、働きがいを感じられる職場環境づくりにより一層取り組んでまいります。

4. 本プランの内容

(1) 本プランの概要

(a) 本プランに係る手続

本プランは、当社の株券等の大量買付けを行おうとする者が現れたときに、大量買付者に対し、事前に当該大量買付けに関する情報の提供を求め、当該大量買付けについての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、株主の皆様当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、大量買付者との交渉等を行っていくための手続を定めています（下記（2）「本プランに係る手続」をご参照ください。）。なお、大量買付者には、本プランに係る手続を遵守していただき、本プランに係る手続の開始後、後述の独立委員会において新株予約権の無償割当ての実施又は不実施に関する勧告がなされるまでの間、又は当社株主総会において新株予約権の無償割当ての実施又は不実施に関する決議がなされるまでの間、大量買付けを進めてはならないものとしております。

(b) 新株予約権の無償割当ての利用

大量買付者が本プランにおいて定められた手続に従うことなく大量買付けを行う等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が毀損されるおそれがあると認められる場合（その要件の詳細については下記（3）「本新株予約権の無償割当ての要件」をご参照ください。）には、当社は、大量買付者による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が大量買付者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（その主な内容は下記（4）「本新株予約権の無償割当ての概要」にて後述するものとし、以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以降に規定されます。）により割り当てます。

(c) 取締役の恣意的判断を排するための独立委員会の利用

本プランにおいては、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断について、取締役の恣意的判断を排するため、独立委員会規則¹に従い、(i) 当社社外取締役、(ii) 当社社外監査役（もしくはこれに準ずる監査役²）又は（iii）社外の有識者で当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会の判断を経るとともに、株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしております。

なお、本更新当初の独立委員会は、本総会で取締役選任議案が原案通り承認可決されれば、業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役3名により構成される予定です。本更新当初の独立委員会の委員の氏名及び略歴は別紙のとおりです。

(d) 本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、大量買付者以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、又は当社による本新株予約権の取得と引換えに、大量買付者以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合、大量買付者の有する当社株式の議決権割合は最大50%まで希釈化される可能性があります。

¹ 独立委員会規則の概要は以下のとおりです。

- ・独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している（i）当社社外取締役、（ii）当社社外監査役【もしくはこれに準ずる監査役（過去に当社又は当社の子会社の社外取締役であったために、会社法第2条第16号の要件を充足しない監査役を含む。以下同様とする。）】、又は（iii）社外の有識者、のいずれかに該当する者から、当社取締役会が選任する。但し、社外の有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務もしくは当社の業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法、経営学、経済学、会計学等を主たる研究対象とする学識経験者又はこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・独立委員会委員の任期は、本総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社社外取締役又は当社社外監査役（もしくはこれに準ずる監査役）であった独立委員会委員が、取締役又は監査役でなくなった場合（但し、再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・独立委員会は本プランに定められた事項について決定などを行う。
- ・独立委員会は各独立委員会委員によって招集され、その決議は、原則として、独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。

² 過去に当社又は当社の子会社の社外取締役であったために、会社法第2条第16号の要件を充足しない監査役を含みます。以下同じとします。

(2) 本プランに係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランは、以下の①又は②に該当する当社株券等の買付けその他の取得又はこれらに類似する行為（これらの提案を含みます。）（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途決定したものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）には、予め本プランに定められる手続に従っていただくこととします。

- ① 当社が発行者である株券等³について、保有者⁴の株券等保有割合⁵が20%以上となる買付けその他の取得
- ② 当社が発行者である株券等⁶について、公開買付け⁷を行う者の株券等所有割合⁸及びその特別関係者⁹の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(b) 買付者等に対する情報提供の要求

買付者等は、買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、以下の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）、及び当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の法的拘束力のある誓約文言等を記載した当社の定める書式による書面（買付者等の代表者による署名又は記名押印がなされたものとし、条件又は留保等は付されてはならないものとします。）及び当該署名又は押印を行った代表者の資格証明書（以下「買付説明書」と総称します。）を提出していただきます。なお、買付説明書その他買付者等が当社又は独立委員会に提出する資料における使用言語は日本語に限ります。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供するものとします。独立委員会は、これを受けて、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、直接又は間接に、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる本必要情報を追加的に提供していただきます。

³ 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本議案において別段の定めがない限り同じとします。

⁴ 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めたと者を含みます。）。本議案において同じとします。

⁵ 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本議案において同じとします。

⁶ 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。②において同じとします。

⁷ 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本議案において同じとします。

⁸ 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本議案において同じとします。

⁹ 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めたと者を含みます。）。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本議案において同じとします。

記

- ① 買付者等及びそのグループ（共同保有者¹⁰、特別関係者及び買付者等を被支配法人等¹¹とする者の特別関係者を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容、過去の法令違反等の有無及び内容、当該買付等による買付等と同種の取引の経験及びその結果、当該過去の取引が対象会社の企業価値に与えた影響等を含みます。）¹²
- ② 買付等の目的、方法及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性に関する情報等を含みます。）
- ③ 買付等の価額の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報、買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、及びそのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容等を含みます。）
- ④ 買付者等と第三者との間の当社の株券等に関する合意及び買付者等による当社の株券等の過去の取得に関する情報
- ⑤ 買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）
- ⑥ 買付等の後の当社の経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ⑦ 買付等の後における当社の株主（買付者等を除きます。）、従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針
- ⑧ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑨ 反社会的勢力との関係に関する情報
- ⑩ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認められる場合には、引き続き買付説明書及び本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記 (d) ①記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

¹⁰ 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。

¹¹ 金融商品取引法施行令第9条第5項に定義されます。

¹² 買付者等がファンドの場合は、各組合員その他の構成員について①に準じた情報を含みます。

(c) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会から追加的に提出を求められた本必要情報（もしあれば）が提出された場合、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から買付説明書及び本必要情報の内容と当社取締役会の事業計画、当社取締役会による企業評価等との比較検討等を行うために、必要に応じて当社取締役会に対し、適宜回答期限（原則として60日を上限とします。）を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）、その根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示するよう要求することができます。なお、かかる期間は、当社取締役会が、外部専門家による検討結果等を踏まえ、意見、根拠資料その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示するのに必要な期間として設定しておりますが、当社取締役会としては可能な限り速やかに所要の検討を行うことといたします。

② 独立委員会による検討作業

独立委員会は、買付者等及び（当社取締役会に対して上記①のとおり情報、資料等の提示を要求した場合には）当社取締役会からの情報・資料等（追加的に提供を要求したのものも含まれます。）の提供が十分になされたら独立委員会が認めた場合、独立委員会は、原則として最長60日間（ただし、対価に円貨の現金以外のものを含む公開買付けによる当社の株券等の買付けが行われる場合は最長90日間）の検討期間を設定します。独立委員会は、独立委員会検討期間において、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います。また、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接又は当社取締役会を通して間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行い、また、当社取締役会の提示する代替案の株主の皆様に対する提示等を行うものとします。

独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

買付者等は、独立委員会が、直接又は当社取締役会を通して間接に、検討資料その他の情報の提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

なお、独立委員会が、当初の独立委員会検討期間の満了時まで、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、当該買付者等の買付等の内容の検討・当該買付者等との協議・交渉、代替案の検討等に必要とされる合理的な範囲内（但し、原則として30日を上限とするものとします。）で、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います。上記延長の決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、その延長の目的である情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うよう最大限努めるものとします。

(d) 独立委員会の勧告

独立委員会は、買付者等が現れた場合において、以下のとおり、当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。

① 本新株予約権の無償割当ての実施を勧告する場合

独立委員会は、買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件（以下「発動事由」と総称します。）のうち発動事由1又は発動事由2(a)(b)のいずれかに該当すると判断した場合には、独立委員会検討期間の開始又は終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告できるものとします。なお、独立委員会は、ある買付等について下記(3)の発動事由2(a)(b)の該当可能性が問題となっている場合には、予め当該実施に際して株主総会の承認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間開始日（下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」(f)において定義されます。）の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得する旨の、新たな勧告を行うことができるものとします。

(イ) 当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合

(ロ) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により発動事由が存しなくなった場合

② 本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告する場合

独立委員会は、買付等が発動事由のいずれにも該当しないと判断した場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべきでない旨の勧告を行います。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付等が発動事由のいずれかに該当すると判断するに至った場合には、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

③ 株主総会の開催を勧告する場合

独立委員会は、買付等の発動事由2(c)(d)の該当可能性が問題となっている場合には、その理由を付して、株主総会を開催し本新株予約権の無償割当ての実施についての株主意思の確認を行うこと等を勧告することができるものとします。

(e) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等（本新株予約権の無償割当ての中止を含みます。）に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。但し、下記の(f)に基づき株主総会を開催する場合には、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従うものとします。

(f) 株主総会の決議

当社取締役会は、本プランに従った本新株予約権の無償割当てを実施するに際して、上記(d)に従い、独立委員会が本新株予約権の無償割当ての実施に際して予め株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合、または本新株予約権の無償割当ての実施についての株主意思の確認を行うことを勧告した場合、実務上可能な限り最短の期間で株主総会を開催できるように、速やかに株主総会を招集し、株主の皆様の意思を確認することができるものとします。この場合の株主の皆様意思の確認は、書面投票又はインターネットによる議決権行使による出席を含め総株主の議決権の3分の1以上を有する株主様の出席を定足数として、行使された議決権の過半数によって決するものとします。

(g) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用ある法令又は東京証券取引所の諸規程等に従い、本プランの各手続の進捗状況（買付説明書が提出された事実、独立委員会検討期間が開始した事実並びに独立委員会検討期間の延長が行われた事実、その期間及び理由を含みます。）、独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、当社株主総会の決議の概要、その他独立委員会又は当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示をします。

(3) 本新株予約権の無償割当ての要件

当社は、買付等が下記のいずれかに該当する場合、上記(2)「本プランに係る手続」(e)に記載される当社取締役会の決議により、本新株予約権の無償割当てを実施することを予定しております。なお、上記(2)「本プランに係る手続」(d)のとおり、買付等が下記の要件に該当するか否かについては、必ず独立委員会の判断を経て決定されることとなります。

記

発動事由1

下記に掲げるような、本プランに定められた手続に従わない買付等であり、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

- ① 当社取締役会に、当該買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えることなく行われる買付等である場合
- ② 独立委員会に本プランに定める独立委員会検討期間を与えることなく行われる買付等である場合
- ③ 独立委員会が株主総会の判断を得るように勧告した場合において、株主総会の決議を待たずに行われる買付等である場合
- ④ 本必要情報その他買付等の内容を判断するために合理的に必要なとされる情報を十分に提供することなく行われる買付等である場合

発動事由2

以下の各号に定める要件に該当し、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

- (a) 下記に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
 - ① 株券等を買占め、その株券等について当社又は当社関係者に対して高値で買取りを要求する行為
 - ② 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - ③ 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
 - ⑤ 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、専ら当社の株価を上昇させて当該株式を高値で当社関係者等に引き取らせる目的で買収を行うような行為
- (b) 強圧的二段階買付（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- (c) 買付等の条件（買付等の対価の価額・種類、時期、方法の適切性、実現可能性、関連する取引の仕組み、買付等の後の経営方針・事業計画及び当社の他の株主、従業員、顧客、取引先その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付等である場合
- (d) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の従業員、顧客、取引先等との関係又は当社の企業価値の源泉、ブランド価値もしくは企業文化を破壊することなどにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

(4) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

(a) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議又は株主総会決議（以下「新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）に相当する数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を無償で割り当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である株式¹³の数（以下「対象株式数」といいます。）は、別途調整がない限り1株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株あたりの価額は、1円を下限として当社株式の1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、新株予約権無償割当て決議に先立つ過去30日から180日の間で取締役会が別途定める期間（取引が成立しない日を除きます。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値（気配表示を含みます。）に相当する金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

(f) 本新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において別途定めた日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。但し、下記（i）②に基づき、当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とします。

¹³ 将来、当社が種類株式発行会社（会社法第2条第13号）となった場合においても、①本新株予約権の行使により発行される当社株式及び②本新株予約権の取得と引換えに交付する株式は、いずれも当社が本総会開催時において、現に発行している株式（普通株式）と同一の種類の株式を指すものとします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(Ⅰ) 特定大量保有者¹⁴、(Ⅱ) 特定大量保有者の共同保有者、(Ⅲ) 特定大量買付者¹⁵、(Ⅳ) 特定大量買付者の特別関係者、もしくは(Ⅴ) 上記(Ⅰ)ないし(Ⅳ)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、又は、(Ⅵ) 上記(Ⅰ)ないし(Ⅴ)に該当する者の関連者¹⁶ (以下、(Ⅰ)ないし(Ⅵ)に該当する者を「非適格者」と総称します。)は、原則として、本新株予約権を行使することができません。

また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません(但し、非居住者のうち当該外国の適用法令上、適用除外規定が利用できる者等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の有する本新株予約権も、下記(i)②のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。)。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

¹⁴ 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上となる者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本議案において同じとします。

¹⁵ 「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。)の買付け等(同法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。)に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。)をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。本議案において同じとします。

¹⁶ ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義されます。)をいいます。

(h) 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

- ① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての本新株予約権を無償にて取得することができるものとします。
- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前営業日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。また、当社は、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日において、当該者の有する本新株予約権のうち当該日の前営業日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

(j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

新株予約権無償割当て決議において別途定めます。

(k) 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

(l) その他

- ① 上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、新株予約権無償割当て決議において、別途定めるものとします。
- ② 当社は、本新株予約権の無償割当てを実施する場合、買付者等が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することは想定しておりません。

(5) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間（本新株予約権の無償割当ての実施に関する事項の決定権限の委任期間でもありません。）（以下「有効期間」といいます。）は、本総会における決議の時から本総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

但し、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、又は②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プラン及び本プランに基づく委任はその時点で廃止・撤回されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本議案についての本総会による決議の趣旨に反しない場合（本プランに関する法令、東京証券取引所の規程等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、又は当社株主に不利益を与えない場合等を含みます。）、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランの廃止又は変更等がなされた場合には、当該廃止又は変更等の事実及び（変更等の場合には）変更等の内容その他の事項について、必要に応じて情報開示を速やかに行います。

(6) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、2022年8月1日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができます。

以 上

独立委員会委員略歴

本更新当初の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

各委員は、いずれも東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、本総会において再任された場合、引き続き独立役員とする予定です。各委員と当社との間に特別の利害関係はありません。

垣内 恵子（社外取締役）

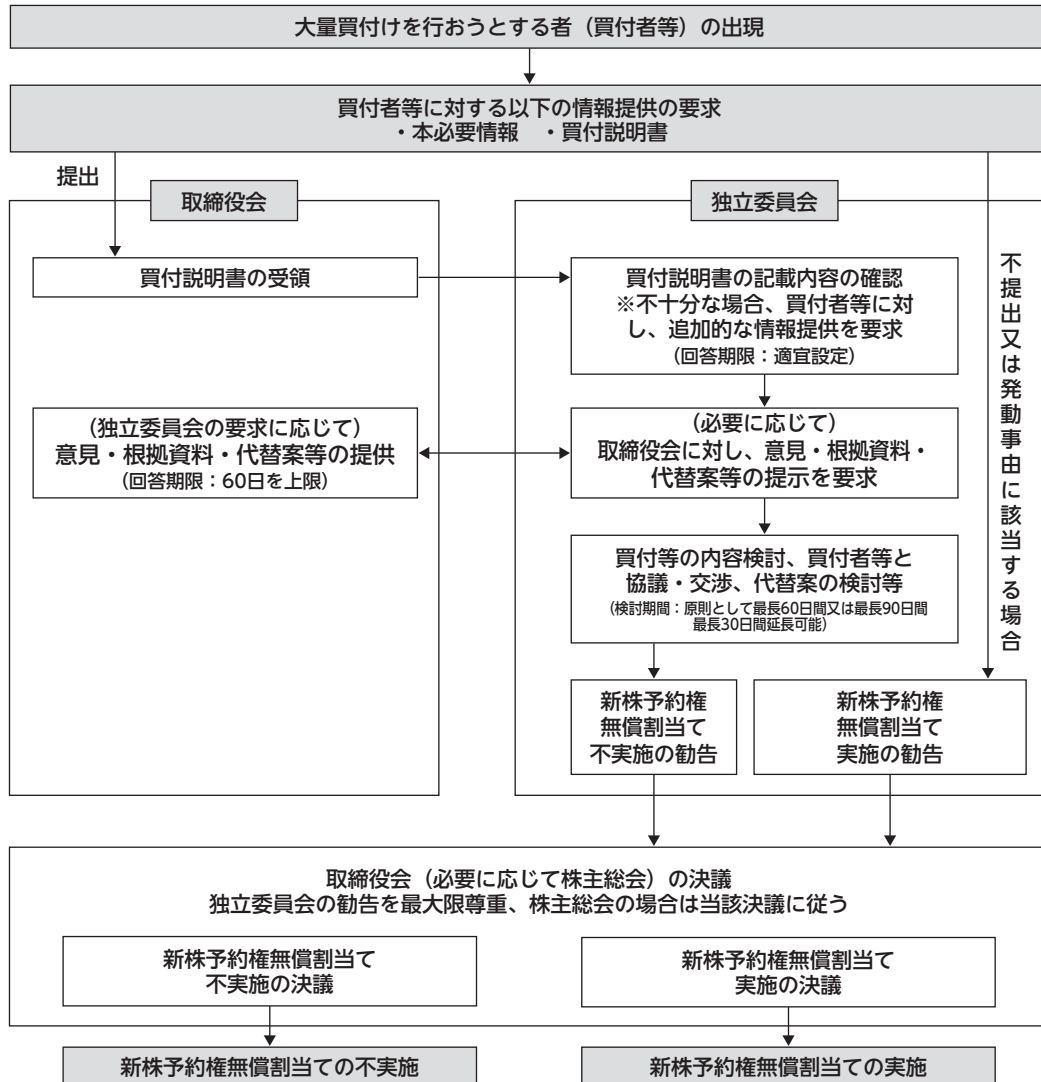
廣川 克也（社外取締役）

岩城 みずほ（社外取締役）

各委員の略歴につきましては、本総会招集ご通知10頁から11頁をご覧ください。

以上

当社株式の大量取得行為に関する対応策の概要図



(注) 本概要図は本プランの手続の概要を記載したものです。詳細につきましては本文をご参照ください。

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

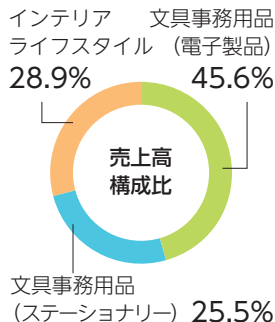
当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による経済活動縮小から正常化に向かう動きを見せつつありますが、ウクライナ情勢等による不透明感も相まって、依然として厳しい状況が続いております。

このような状況のもと、当社グループは継続した感染予防策をとることでお客様や従業員の安全を図りつつ、第10次中期経営計画（2022年6月期から2024年6月期）の目標達成に向けた取り組みを実行してまいりました。

「テプラ」やファイルといった基盤事業のさらなる強化を図りつつ、インテリアライフスタイル事業や衛生・健康用品の拡販、M&Aによる事業領域拡大に注力しております。第2四半期連結会計期間では、インテリアライフスタイル事業の飛躍的な拡大を実現するべく、ライフオンプロダクツ株式会社を子会社化いたしました。同社は、生活家電や雑貨、ルームフレグランス等の各種商品の企画・販売等を行っております。同社と、商品調達・品質管理を共同で行うことによる効率化に加え、グループ内の海外を含む販路を相互に活用した売上拡大を図ってまいります。また、当社グループでは、コーポレートメッセージ「おどろき、快適、仕事と暮らし」を策定いたしました。これまで事業の中心としていたビジネスシーンに加え、暮らしにおいても、おどろきと快適さを提供してまいります。当連結会計年度の業績につきましては、半導体不足に伴う「テプラ」の品切れや生産国のロックダウンによるファイルの品切れの影響が長引き、大幅な販売減はありましたが、第3四半期連結会計期間から連結対象となったライフオンプロダクツ株式会社の売上寄与により、売上高は366億3,651万円（前連結会計年度比0.9%増）となりました。利益面では、急激な円安や原材料価格・物流費等の高騰に伴う売上原価率や販売管理費率の上昇により、営業利益は10億760万円（前連結会計年度比58.3%減）、経常利益は13億3,859万円（前連結会計年度比51.4%減）、販売物流システム再構築プロジェクトにおける要件定義の見直しにより、特別損失1億500万円を計上したこともあり、親会社株主に帰属する当期純利益は7億8,878万円（前連結会計年度比59.8%減）となりました。

セグメント別の販売実績は、次のとおりであります。

セグメント別の概況



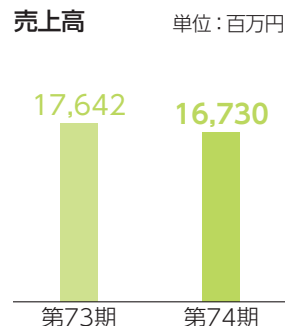
事業の種類別セグメントの名称		売上高 (千円)	前連結会計年度比 (%)
文具事務用品事業	電子製品	16,730,111	94.8
	ステーションナリー	9,330,631	92.9
文具事務用品事業計		26,060,742	94.1
インテリアライフスタイル事業		10,575,773	122.6
合計		36,636,516	100.9

文具事務用品事業（電子製品）

基盤事業のさらなる強化として、「テプラ」の最上位モデルとなる「SR-R980」を発売いたしました。

また、衛生・健康用品では、室内のCO₂濃度を表示できる「卓上CO₂モニター」、ライトとブザーで換気のタイミングをお知らせする「換気を促すCO₂モニター」、大きな表示で見やすい「ザラージCO₂モニター」を発売いたしました。オフィス・生活環境用品では、音響設備が不要なスピーカーとマイクが一体型となった拡声器「スピーカー付きマイク」が、学校や公共施設の備品として好評を博しています。ウインセス株式会社では、好調な半導体工場や製薬会社向けのクリーンルーム用手袋が売上に貢献しました。

しかしながら、半導体不足に伴う「テプラ」の品切れ等の影響により、電子製品の売上高は 167億3,011万円となりました。

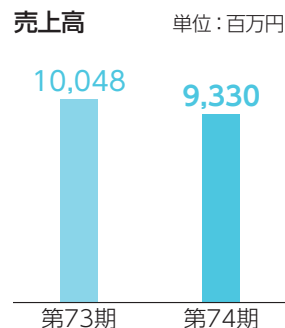


文具事務用品事業（ステーショナリー）

表紙に差し込むだけで複数のクリアーホルダーをまとめて収納・閲覧ができる「ホルサッククリアーホルダーファイル」や、書類をホチキス留めされた感覚でナナメにめくれる書類収納用品「ナナメクリファイル」「ナナメクリホルダー」、自立するクリアーファイル「ジリッツ」のサイドインタイプなど、新機能を追求した製品の発売により、需要の拡大を図りました。また、原材料費や物流費の高騰が続いている中、2021年12月より一部商品の価格改定を行い、収益の確保に努めております。

成長分野への注力としては、雑貨・家庭用品や新しい働き方・暮らし方に向けた新製品の投入に軸足を置いております。女子文具のブランド「HITOTOKI（ヒトトキ）」シリーズとして、マスキングテープ「KITTA」「SODA」の新製品や、「手帳のように使える」ノート「HITOTOKI NOTE」を発売いたしました。

しかしながら、生産国のロックダウンによるファイルの品切れ等の影響により、ステーショナリーの売上高は 93億3,063万円となりました。



インテリアライフスタイル事業

株式会社ぼん家具では、楽天スーパーセールや超PayPay祭といったECモールでのセール企画を活用し、収納用品を中心に売上を伸ばしました。株式会社ラドンナでは、主力のキッチン家電が引き続き好調に推移し、販売面ではEC店舗の新規開拓も進み、売上が伸びています。株式会社アスカ商会では、主力の花類がブライダル需要の復調やフォトスタジオなどの装飾関連で売上を回復しました。また、オフィス装飾需要の取り込みに成功したグリーン・観葉類も引き続き好調でした。2021年11月よりグループ入りしたライフオンプロダクツ株式会社では、均一系店舗への販売強化を行い、新たに美容家電を受託するなど大きな成果を上げることができました。

この結果、前期好調であった株式会社ぼん家具の反動減はあったものの、株式会社ラドンナと株式会社アスカ商会は増収となったことに加え、グループ入りしたライフオンプロダクツ株式会社の加算もあり、インテリアライフスタイル事業の売上高は 105億7,577万円となりました。



(2) 資金調達等についての状況

① 設備投資

当連結会計年度における設備投資額は6億4,134万円であり、その主なものは工場生産設備の3億1,960万円であります。なお、これらの所要資金は、主に自己資金にて賄っております。

② 資金調達

ライフオンプロダクツ株式会社の株式取得のため長期借入金30億円を調達いたしました。

③ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権の取得または処分

2021年11月にライフオンプロダクツ株式会社の全株式を取得し、同社を完全子会社化しました。

(3) 対処すべき課題

① マテリアリティ (重要課題)

当社の経営理念およびサステナビリティ (持続可能性) の考え方に基づき、ESGの観点から当社の事業活動と社会課題の関連性が高い4つの項目、「独創的な商品の開発による社会貢献」「環境への配慮」「多様な人材の活躍推進」「ガバナンスの充実」をマテリアリティ (重要課題) として特定しております。マテリアリティ (重要課題) の解決を通して、持続可能な社会の実現と更なる企業価値の向上を目指してまいります。

② 第10次中期経営計画

新型コロナウイルス感染症の影響によって生じた事業環境の変化は、今後も継続すると予想されます。ペーパーレス化・デジタル化が進行する中、ファイル依存の収益構造から脱却を図る一方で、新しい働き方・暮らし方やEC市場の拡大を事業成長の機会ととらえております。

当中期経営計画期間（2022年6月期から2024年6月期）において、当社グループが保有している柔軟な開発体制と独創的で多彩な商品群、多様な販売チャネルといった経営資源を最大限に活用し、グループ経営を推進することで、アフターコロナに向けて経営基盤を固め、持続的な成長を目指します。方針として「成長分野への注力」と「基盤事業の更なる強化」を掲げ、以下の施策を実行いたします。また、サステナブル（持続可能）な社会の実現を重点目標として、ESGの取り組みを進めてまいります。

（イ）成長分野への注力

項 目	施 策
衛生・健康用品	新型コロナウイルス感染症拡大で激変した新しい生活様式に対応した商品の企画・開発。
オフィス・生活環境用品	テレワーク、おうち時間向けに当社のブランド力、営業力、開発・調達力を活かした新たな商品ラインアップの提供。
デジタル文具	ワークスタイルの変化に対応し、当社独自の発想に基づいた新商品の拡充による新たな顧客の獲得・市場の創造。
女子文具	ステーショナリーの領域にとどまらない雑貨を含めたより広い商品展開、ターゲット層への訴求。
インテリアライフスタイル事業	更なるグループシナジーの発揮、事業の成長スピードの加速。
海外事業	アジア市場に加え、欧米市場を強化。Japan Qualityのキッチン家電や女子文具のグローバル展開。
EC事業	効果的なマーケティングや取扱品目の増加による売上の飛躍的な拡大。
M&A	事業領域拡大の重要な手段として、積極的な投資による事業ポートフォリオ拡充。

(ロ) 基盤事業の更なる強化

項 目	施 策
テプラ	ラベリング需要の掘り起こしによる今までテプラを使っていなかった層の獲得、市場・チャネルの開拓。
ステーションナリー	既存カテゴリーの強化と新規カテゴリーへの参入を両輪で進行。 海外生産系子会社における文具以外の生産技術の導入による生産品目拡大。

(ハ) サステナビリティ（持続可能性）

当社グループは、サステナビリティ（持続可能性）の向上を推進するため、「キングジムグループ サステナビリティ基本方針」を策定いたしました。この基本方針に基づき、仕事と暮らしを便利で快適にする商品・サービスを通じて社会に貢献し、それらの商品について地球環境に配慮した調達・設計・開発を行います。また、多様な人材が自分らしく働くことのできる職場環境や健全なガバナンスの構築により一層取り組んでまいります。

上記の施策により、第10次中期経営計画の最終年度である2024年6月期における経営数値目標は、売上高480億円、経常利益34億円、経常利益率7%、自己資本当期純利益率（ROE）9%といたします。

株主の皆様におかれましては、より一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

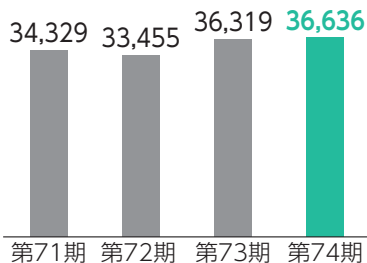
(4) 財産および損益の状況

区分		第 71 期 (2019年6月20日)	第 72 期 (2020年6月20日)	第 73 期 (2021年6月20日)	第 74 期 (当連結会計年度) (2022年6月20日)
売上高	(千円)	34,329,544	33,455,274	36,319,071	36,636,516
経常利益	(千円)	1,636,940	1,489,441	2,755,451	1,338,592
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	963,042	1,081,679	1,963,340	788,782
1株当たり当期純利益	(円)	33.88	38.06	68.99	27.69
総資産	(千円)	26,132,664	28,051,551	30,565,239	33,512,184
純資産	(千円)	21,334,518	21,910,363	24,118,184	24,231,917
1株当たり純資産額	(円)	747.47	766.82	843.66	846.80

(注) 当連結会計年度の期首から「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度に係る「財産および損益の状況」については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

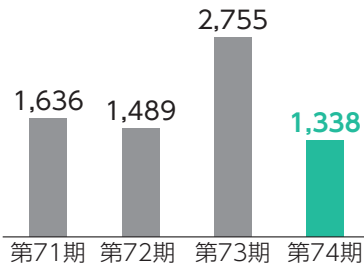
売上高

単位:百万円



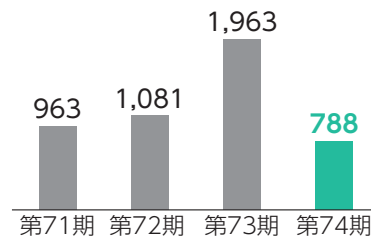
経常利益

単位:百万円



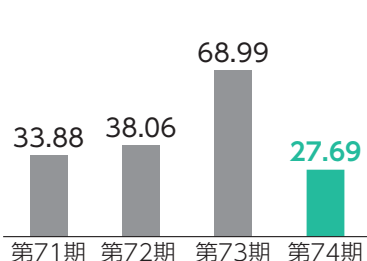
親会社株主に帰属する当期純利益

単位:百万円



1株当たり当期純利益

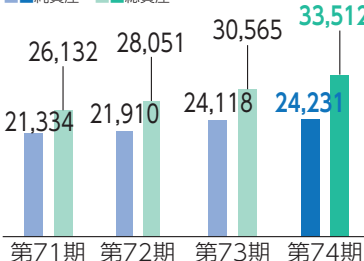
単位:円



純資産/総資産

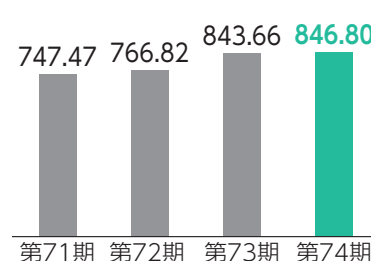
■ 純資産 ■ 総資産

単位:百万円



1株当たり純資産額

単位:円



(5) 当該事業年度の末日における主要な事業内容、主要な営業所および工場ならびに使用人の状況

① 主要な事業内容（2022年6月20日現在）

当社の企業集団は、電子製品・ステーションナリーなどの企画・製造販売およびこれらに附帯する事業活動を行う文具事務用品事業と、家具・室内装飾雑貨・時計・アーティフィシャル・フラワー等の企画・販売を行うインテリアライフスタイル事業を展開しております。

文具事務用品事業においては、ファイルの製造は、海外子会社でありますP.T.KING JIM INDONESIAおよびKING JIM (VIETNAM) Co.,Ltd.で行っており、ファイル用とじ具の製造は、KING JIM (MALAYSIA) SDN.BHD.で行っております。海外の販売子会社としては、中国市場でのファイル販売等を行う錦宮（上海）貿易有限公司と、東南アジア市場および中国市場に対する販売拠点として、電子製品機器などの販売および開発・調達関連業務を行う錦宮（香港）有限公司と、その子会社の錦宮（深圳）商貿有限公司があります。また、国内子会社として、作業用手袋の製造・販売を行うウインセス株式会社があります。

インテリアライフスタイル事業においては、株式会社ほん家具がインターネットによるオリジナル家具の販売業を、株式会社ラドンナがキッチン雑貨・フォトフレーム・アロマ関連商品・時計の企画・販売業を、株式会社アスカ商会がアーティフィシャル・フラワーやインテリア雑貨の輸入・企画・販売業を、ライフオプロダクツ株式会社が生活家電、雑貨などの各種商品の企画・販売業をそれぞれ営んでおります。

事業報告

② 主要な営業所および工場（2022年6月20日現在）

■株式会社キングジム（国内）

会社名	所在地
本社	東京都千代田区東神田 二丁目10番18号
営業拠点	
東京支店	東京都千代田区
名古屋支店	愛知県名古屋市
大阪支店	大阪府大阪市
福岡支店	福岡県福岡市
札幌営業所	北海道札幌市
仙台営業所	宮城県仙台市
広島営業所	広島県広島市
物流拠点	
東京ロジスティクスセンター	東京都江戸川区
大阪物流センター	大阪府大阪市
福岡物流センター	福岡県福岡市

■子会社（国内）

会社名	所在地
営業拠点	
株式会社ラドンナ	東京都江東区
株式会社アスカ商会	愛知県名古屋市
株式会社ぼん家具	和歌山県海南市
ライフオンプロダクツ株式会社	大阪府大阪市
営業・生産拠点	
ウインセス株式会社	香川県高松市

■子会社（海外）

会社名	所在地
営業拠点	
錦宮（上海）貿易有限公司	中国上海市
錦宮（香港）有限公司	中国香港特别行政区
錦宮（深圳）商貿有限公司	中国広東省深圳市
生産拠点	
P.T.KING JIM INDONESIA	インドネシア東ジャワ州
KING JIM (MALAYSIA)SDN.BHD.	マレーシア ケダ州
KING JIM (VIETNAM)Co.,Ltd.	ベトナム ビンズン省

③ 使用人の状況（2022年6月20日現在）

(イ) 企業集団の使用人の状況

事業セグメント	使用人数	前連結会計年度末比増減
文具事務用品事業	1,907名	110名減
インテリアライフスタイル事業	195名	55名増
合 計	2,102名	55名減

(注) 使用人数は常勤の就業人員を記載しており、出向者、臨時従業員および嘱託を含みません。

(ロ) 当社の使用人の状況

使用人数 (前期末比増減)	平均年齢	平均勤続年数
395名 (2名減)	42.5歳	18.1年

(注) 使用人数は常勤の就業人員を記載しており、出向者、臨時従業員および嘱託を含みません。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

重要な子会社の状況（2022年6月20日現在）

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
P.T.KING JIM INDONESIA	千米ドル 10,000	% 99.9	クリアファイルを中心とした 化成品ファイルの製造
KING JIM (MALAYSIA) SDN.BHD.	千マレーシアリングgit 16,560	% 100.0	キングファイル等用の 金属製とじ具の製造
株式会社ラドンナ	千円 90,000	% 100.0	室内装飾雑貨・キッチン雑貨・ 時計の企画・販売
錦宮（上海）貿易有限公司	千米ドル 2,126	% 100.0	文具事務用品の販売
KING JIM (VIETNAM) Co.,Ltd.	千米ドル 10,000	% 100.0	キングファイル等の製造・販売
株式会社アスカ商会	千円 13,000	% 100.0	造花（アーティフィシャル・フラワー）・ インテリア雑貨の輸入・企画・販売
錦宮（香港）有限公司	千香港ドル 7,223	% 100.0	電子製品機器等の販売および 開発・調達関連業務の受託
株式会社ぼん家具	千円 10,000	% 99.5	インターネットによる家具の 通信販売
錦宮（深圳）商貿有限公司	千米ドル 285	% 100.0	電子製品機器等の販売および 開発・調達関連業務の受託
ウインセス株式会社	千円 48,000	% 100.0	作業手袋等の製造・販売
ライフオンプロダクツ株式会社	千円 10,000	% 100.0	生活家電・雑貨・ルームフレグランス等の企画・販売等

(7) 主要な借入先および借入額（2022年6月20日現在）

借入先	借入残額
株式会社三井住友銀行	1,796,000千円
株式会社三菱UFJ銀行	1,208,000千円
株式会社みずほ銀行	498,000千円
三井住友信託銀行株式会社	498,000千円

2 会社の株式に関する事項 (2022年6月20日現在)

(1) 発行可能株式総数

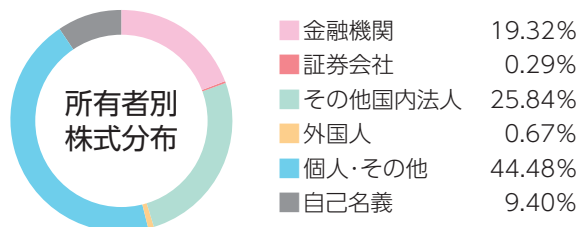
100,000,000株

(2) 発行済株式の総数

31,459,692株
(うち自己株式 2,957,834株)

(3) 当事業年度末の株主数

25,708名



(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
東京中小企業投資育成株式会社	1,952	6.84
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,403	4.92
株式会社三井住友銀行	1,376	4.83
株式会社三菱UFJ銀行	1,011	3.54
キングジム第一共栄持株会	960	3.36
株式会社ヨドバシカメラ	944	3.31
三井住友信託銀行株式会社	898	3.15
有限会社メイフェア・クリエイション	853	2.99
宮本 彰	830	2.91
株式会社エムケージム	775	2.72

(注) 1. 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) 256,700株

2. 当社は、自己株式を2,957,834株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

	株式数 (千株)	交付対象者数 (名)
取締役 (社外取締役を除く)	22	5

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「4. (3) 取締役および監査役の報酬等」に記載しております。

3 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している新株予約権の状況（2022年6月20日現在）

発行決議の日	2013年9月19日	2014年9月18日	2015年9月17日	2016年9月15日
新株予約権の数	1,353個	1,596個	1,664個	1,831個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	13,530株	15,960株	16,640株	18,310株
新株予約権の払込金額（1株当たり）	607円	629円	728円	743円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（1株当たり）	1円	1円	1円	1円
新株予約権行使期間	2013年10月22日～ 2043年10月21日	2014年10月21日～ 2044年10月20日	2015年10月21日～ 2045年10月20日	2016年10月21日～ 2046年10月20日
当社役員の保有状況				
取締役（社外取締役を除く）	2人 1,353個	4人 1,596個	4人 1,664個	4人 1,831個
社外取締役	—	—	—	—
監査役	—	—	—	—

発行決議の日	2017年9月14日	2018年9月19日	2019年9月19日
新株予約権の数	1,605個	1,729個	1,865個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	16,050株	17,290株	18,650株
新株予約権の払込金額（1株当たり）	887円	814円	794円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（1株当たり）	1円	1円	1円
新株予約権行使期間	2017年10月21日～ 2047年10月20日	2018年10月20日～ 2048年10月19日	2019年10月19日～ 2049年10月18日
当社役員の保有状況			
取締役（社外取締役を除く）	4人 1,605個	4人 1,729個	4人 1,865個
社外取締役	—	—	—
監査役	—	—	—

(2) 当事業年度中に使用人等に対して交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名、地位、担当、重要な兼職状況（2022年6月20日現在）

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 状 況
代表取締役社長	宮 本 彰	
取 締 役	萩 田 直 道	専務執行役員 経営企画部担当 兼 サステナビリティ担当
取 締 役	原 田 伸 一	常務執行役員 管理本部長
取 締 役	亀 田 登 信	常務執行役員 開発本部長 兼 E C 事業部担当 兼 広報室担当
取 締 役	高 野 真	常務執行役員 調達物流本部長 兼 品質管理部担当 兼 国内子会社統括部担当 兼 海外生産系子会社担当
取 締 役	恩 藏 直 人	早稲田大学商学学術院 教授 早稲田大学 常任理事 エステー株式会社 社外取締役 株式会社ロッテ 社外取締役
取 締 役	垣 内 恵 子	涼和総合法律事務所 弁護士 凸版印刷株式会社 社外監査役 株式会社矢野経済研究所 監査役
取 締 役	廣 川 克 也	一般財団法人 S F C フォーラム 事務局長 S F C フォーラムファンド ファンドマネージャー
取 締 役	岩 城 みずほ	MZ Benefit Consulting 株式会社 代表取締役 オフィスベネフィット 代表 特定非営利活動法人みんなのお金のアドバイザー協会 副理事長
常 勤 監 査 役	清 水 和 人	
監 査 役	太 田 美 奈	太田美奈税理士事務所 代表
監 査 役	丹 羽 武 司	特許業務法人秀和特許事務所 シニアパートナー 弁理士 秀和知財株式会社 代表取締役

- (注) 1. 取締役恩藏直人氏、垣内恵子氏、廣川克也氏および岩城みずほ氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役太田美奈氏および丹羽武司氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役太田美奈氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 当社は、取締役恩藏直人氏、垣内恵子氏、廣川克也氏および岩城みずほ氏、ならびに監査役太田美奈氏および丹羽武司氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

5. 当社と取締役恩藏直人氏、垣内恵子氏、廣川克也氏および岩城みずほ氏、ならびに監査役太田美奈氏および丹羽武司氏は、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として責任を負担する責任限定契約を締結しております。
6. 取締役萩田直道氏は、2021年9月16日付で経営企画部担当兼監査室担当から経営企画部担当兼サステナビリティ担当に異動しております。
7. 取締役岩城みずほ氏は、2022年5月26日付でMZ Benefit Consulting 株式会社の代表取締役役に就任しております。
8. 監査役太田美奈氏は、2021年6月30日付で税理士法人タクトコンサルティングを退社しております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間において締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社および子会社の取締役、監査役、執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者がその職務の執行につき行った行為に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求が提起されたことによって被保険者が負担することになる訴訟費用および損害賠償金等を補填することとしております。

ただし、被保険者の職務の遂行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害等の場合には補填の対象外としております。

(3) 取締役および監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当社は、役員報酬に関する決定プロセスの客観性および透明性を確保するため、社外取締役の恩藏直人氏を委員長とし、社外取締役3名（恩藏直人氏、垣内恵子氏、廣川克也氏）および社内取締役2名（代表取締役社長宮本彰、取締役常務執行役員 管理本部長 原田伸一）の計5名で構成される指名・報酬委員会を設置しており、当該取締役会の決議に際して、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

決定方針の概要は以下の通りです。

取締役（社外取締役を除く）の報酬は、固定報酬である基本報酬、業績連動報酬である賞与、株式報酬で構成されております。なお、社外取締役および監査役は、役割に鑑み、基本報酬（固定報酬）のみとしております。

基本報酬（固定報酬）については、経営環境や世間動向を勘案した上で、各取締役の役位ごとに定められた基準額の範囲内で決定しています。

業績連動報酬である賞与については、賞与算出のための業績指標として、株主の皆様と同じ視点から中長期的な企業価値の向上および株価上昇への貢献意欲を高めるため、ROEを採用し、該当年度のROEに応じて定められている係数を基本報酬に乗じて算出された額に、期末に実施する役員相互評価の結果を踏まえ、最終的に社長評価によって各取締役の賞与額に反映して決定されます。

非金銭報酬である株式報酬については、中長期的な企業価値向上に対する意識を高めるため、譲渡制限付

事業報告

株式を取締役（社外取締役を除く）に対し、毎年一定の時期に支給しております。譲渡制限付株式の割当数の計算の基準となる支給額は、株主総会において決議された報酬限度額（年額40,000千円）の範囲内、かつ毎年株主総会後の取締役会で決議された各対象者の新月額報酬に役位ごとの係数を乗じた額を基準としております。

個人別報酬における割合は、概ね基本報酬7、業績連動報酬2、非金銭報酬1としております。

上記に基づき、指名・報酬委員会において審議した上で、基本報酬および賞与の総額については、9月の取締役会に付議されます。また、当社は、取締役会の決議により、決定プロセスの客観性および透明性を確保する観点から、指名・報酬委員会に対して、各取締役の基本報酬および賞与の額の決定を委任しており、指名・報酬委員会は審議の上、適切に当該決定を行っております。譲渡制限付株式報酬については、例年10月開催の取締役会において具体的な支給時期・支給総額等を決定しております。また、当社は、取締役会の決議により、代表取締役社長 宮本彰に対して、各対象者への譲渡制限付株式報酬の具体的配分を委任しております。中長期的なインセンティブ報酬としての性質から、会社の業務執行を統括する代表取締役社長が配分の決定を行うことが適切であると考えられるため、上記の権限の委任をしたものであります。代表取締役社長は、当社譲渡制限付株式報酬規程に基づき、適切に各対象者への具体的配分を決定しております。

また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役報酬については、2018年9月19日開催の第70回定時株主総会において年額300,000千円以内（うち社外取締役分は年額30,000千円以内、ただし、使用人兼務取締役の使用人分は含まれない）と決議されております。当該決議時の対象となる取締役の員数は10名（うち社外取締役2名）であります。

これとは別枠で、2020年9月17日開催の第72回定時株主総会において、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、社外取締役を除く取締役を対象とする譲渡制限付株式報酬制度を導入し、報酬総額は年額40,000千円の範囲内、本制度により発行または処分される当社の普通株式の総数は年7万株以内と決議されております。当該決議時の対象となる取締役（社外取締役を除く）の員数は4名であります。

監査役の報酬限度額は、2018年9月19日開催の第70回定時株主総会において年額40,000千円以内と決議されております。当該決議時の対象となる監査役の員数は4名（うち社外監査役3名）であります。

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役 (うち社外取締役)	189,239千円 (20,220千円)	125,130千円 (20,220千円)	44,416千円 —	19,693千円 —	10名 (5名)
監査役 (うち社外監査役)	25,080千円 (8,280千円)	25,080千円 (8,280千円)	— —	— —	3名 (2名)
合計	214,319千円	150,210千円	44,416千円	19,693千円	13名

(注) 業績連動報酬の額の算定に用いた前事業年度の業績指標は、ROE 8.6%であります。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役恩藏直人氏は、早稲田大学商学学術院教授、早稲田大学常任理事、エステー株式会社の社外取締役および株式会社ロッテの社外取締役を兼務しております。当社と兼職先との間には重要な取引関係はありません。
- ・取締役垣内恵子氏は、涼和総合法律事務所に所属する弁護士、凸版印刷株式会社の社外監査役および株式会社矢野経済研究所の監査役を兼務しております。当社と兼職先との間には重要な取引関係はありません。
- ・取締役廣川克也氏は、一般財団法人SFCフォーラムの事務局長およびSFCフォーラムファンドのファンドマネージャーを兼務しております。当社と兼職先との間には重要な取引関係はありません。
- ・取締役岩城みずほ氏は、MZ Benefit Consulting株式会社の代表取締役、オフィスベネフィットの代表、特定非営利活動法人みんなのお金のアドバイザー協会の副理事長を兼務しております。当社と兼職先との間には重要な取引関係はありません。
- ・監査役太田美奈氏は、太田美奈税理士事務所の代表を兼務しております。また、税理士法人タクトコンサルティングに所属する税理士を兼務しておりましたが、2021年6月30日付で退社しております。当社と兼職先との間には重要な取引関係はありません。
- ・監査役丹羽武司氏は、特許業務法人秀和特許事務所に所属する弁理士、同事務所シニアパートナーおよび秀和知財株式会社の代表取締役を兼務しております。当社と兼職先との間には重要な取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況および社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

- ・取締役恩藏直人氏は、当事業年度開催の取締役会13回全てに出席し、マーケティング戦略を専門とする立場から、議案、審議等につき、必要な発言を行っております。また、取締役会の諮問機関である「指名・報酬委員会」の委員長を務めております。なお、同氏は、第71回定時株主総会で更新が承認された「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」の独立委員会委員に就任しております。
- ・取締役垣内恵子氏は、当事業年度開催の取締役会13回全てに出席し、弁護士の立場から、議案、審議等につき、必要な発言を行っております。また、取締役会の諮問機関である「指名・報酬委員会」の委員を務めております。なお、同氏は、第71回定時株主総会で更新が承認された「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」の独立委員会委員に就任しております。

- ・取締役廣川克也氏は、当事業年度開催の取締役会13回全てに出席し、金融分野に関する幅広い見識と実績を活かして、議案、審議等につき、必要な発言を行っております。また、取締役会の諮問機関である「指名・報酬委員会」の委員を務めております。なお、同氏は、第71回定時株主総会で更新が承認された「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」の独立委員会委員に、2021年9月16日に就任しております。
- ・取締役岩城みずほ氏は、2021年9月16日就任以降開催の取締役会10回全てに出席し、放送業界での経験と金融商品に関する幅広い知見を活かして、議案、審議等につき、必要な発言を行っております。
- ・監査役太田美奈氏は、当事業年度開催の取締役会13回および監査役会10回全てに出席し、必要に応じ、税理士としての専門的見地から、主に当社の会計方針、会計処理の方法等についての発言を行っております。
- ・監査役丹羽武司氏は、当事業年度開催の取締役会13回および監査役会10回全てに出席し、必要に応じ、弁理士としての専門的見地から、主に当社の知的財産権に関しての体制の構築・維持についての発言を行っております。

5 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	36,000千円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	46,150千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。
2. 2021年12月15日の監査役会にて、当事業年度の監査計画における監査時間・配員相当性を検討した上で、前事業年度監査実績・監査報酬、同業他社の監査報酬水準等を参考にして、報酬水準が監査品質の維持に問題ない金額と判断し同意しております。
3. 当社の重要な子会社のうち、P.T.KING JIM INDONESIA、KING JIM (MALAYSIA) SDN.BHD.、KING JIM (VIETNAM) Co.,Ltd.、錦宮（上海）貿易有限公司、錦宮（香港）有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である財務デューデリジェンスに関する業務等についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役の全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任する方針です。また、当社では、会計監査人の監査実施の有効性および効率性等の業務執行状況、監査の品質管理等の業務管理体制および独立性、その他諸般の事情を総合的に勘案して再任しないことが適切であると判断した場合は、監査役会において、当該会計監査人を不再任とし新たな会計監査人を選任する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年6月20日現在)

科目	金額
資産の部	
流動資産	23,089,976
現金及び預金	6,078,942
受取手形	453,185
売掛金	4,919,830
商品及び製品	8,775,732
仕掛品	476,895
原材料及び貯蔵品	1,599,620
その他	788,394
貸倒引当金	△2,624
固定資産	10,422,208
有形固定資産	4,438,582
建物及び構築物	2,205,938
機械装置及び運搬具	282,149
土地	1,588,784
建設仮勘定	103,220
その他	258,489
無形固定資産	1,861,283
のれん	1,232,624
その他	628,658
投資その他の資産	4,122,341
投資有価証券	2,167,593
退職給付に係る資産	1,293,228
繰延税金資産	244,658
その他	419,149
貸倒引当金	△2,287
資産合計	33,512,184

(単位 千円)

科目	金額
負債の部	
流動負債	5,122,431
支払手形及び買掛金	1,618,476
短期借入金	1,040,000
1年内返済予定の長期借入金	450,055
未払金	880,632
未払法人税等	218,277
役員賞与引当金	33,312
契約負債	26,259
その他	855,420
固定負債	4,157,834
長期借入金	2,769,278
繰延税金負債	542,364
退職給付に係る負債	473,620
資産除去債務	30,751
その他	341,819
負債合計	9,280,266
純資産の部	
株主資本	23,568,979
資本金	1,978,690
資本剰余金	1,717,573
利益剰余金	22,487,418
自己株式	△2,614,703
その他の包括利益累計額	566,420
その他有価証券評価差額金	545,185
繰延ヘッジ損益	3,548
為替換算調整勘定	△6,842
退職給付に係る調整累計額	24,528
新株予約権	87,088
非支配株主持分	9,430
純資産合計	24,231,917
負債・純資産合計	33,512,184

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

()参考

連結損益計算書 (自 2021年6月21日 至 2022年6月20日)

(単位 千円)

科 目	金 額	
売 上 高		36,636,516
売 上 原 価		23,159,303
売 上 総 利 益		13,477,212
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		12,469,604
営 業 利 益		1,007,607
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	75,828	
受 取 賃 貸 料	150,528	
為 替 差 益	75,961	
助 成 金 収 入	17,266	
そ の 他	77,438	397,023
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	18,663	
賃 貸 収 入 原 価	44,264	
そ の 他	3,110	66,039
経 常 利 益		1,338,592
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	652	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	911	1,563
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	115,100	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	478	115,578
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,224,577
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	375,850	
法 人 税 等 調 整 額	58,734	434,584
当 期 純 利 益		789,993
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		1,210
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		788,782

計算書類

貸借対照表 (2022年6月20日現在)

(単位 千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	9,612,548
現金及び預金	338,833
受取手形	16,756
売掛金	3,393,854
製品	5,221,635
原材料	77,331
仕掛品	15,907
貯蔵品	70,516
前払費用	50,764
関係会社短期貸付金	91,251
未収入金	106,736
その他	229,961
貸倒引当金	△1,000
固定資産	17,301,500
有形固定資産	2,581,797
建物	1,153,934
構築物	28,381
機械及び装置	4,558
車輛運搬具	2,546
工具、器具及び備品	133,109
土地	1,223,160
建設仮勘定	35,879
その他	226
無形固定資産	405,010
ソフトウェア	385,722
その他	19,287
投資その他の資産	14,314,693
投資有価証券	2,141,748
関係会社株式	8,880,943
関係会社出資金	1,434,326
関係会社長期貸付金	278,615
前払年金費用	1,329,369
その他	249,690
資産合計	26,914,048

科目	金額
負債の部	
流動負債	3,778,619
支払手形	230,857
買掛金	1,110,326
短期借入金	1,000,000
一年内長期借入金	428,566
未払金	361,311
未払費用	391,108
未払法人税等	95,358
役員賞与引当金	33,312
契約負債	7,283
その他	120,495
固定負債	3,465,030
長期借入金	2,571,434
長期未払金	145,065
繰延税金負債	552,000
その他	196,530
負債合計	7,243,649
純資産の部	
株主資本	19,036,592
資本金	1,978,690
資本剰余金	1,840,956
資本準備金	1,840,956
利益剰余金	17,831,648
利益準備金	362,100
その他利益剰余金	17,469,548
別途積立金	16,950,000
繰越利益剰余金	519,548
自己株式	△2,614,703
評価・換算差額等	546,718
その他有価証券評価差額金	539,635
繰延ヘッジ損益	7,082
新株予約権	87,088
純資産合計	19,670,399
負債・純資産合計	26,914,048

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

(ご参考)

損益計算書 (自 2021年6月21日 至 2022年6月20日)

(単位 千円)

科 目	金 額	
売 上 高		23,929,161
売 上 原 価		16,299,068
売 上 総 利 益		7,630,092
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		7,086,755
営 業 利 益		543,336
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	74,215	
受 取 賃 貸 料	164,277	
為 替 差 益	34,365	
そ の 他	20,341	293,199
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	17,176	
賃 貸 収 入 原 価	56,701	
そ の 他	355	74,233
経 常 利 益		762,302
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	911	
そ の 他	9	920
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	112,039	
そ の 他	478	112,517
税 引 前 当 期 純 利 益		650,705
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	146,803	
法 人 税 等 調 整 額	30,035	176,838
当 期 純 利 益		473,867

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年8月8日

株式会社 キングジム
取締役会 御中有限責任 あずさ 監査法人
東京事務所

指定有限責任社員	公認会計士	岩宮	晋伍
業務執行社員			
指定有限責任社員	公認会計士	井上	喬
業務執行社員			

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社キングジムの2021年6月21日から2022年6月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キングジム及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年8月8日

株式会社 キングジム
取締役会 御中

有限責任 あず さ 監 査 法 人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岩 宮 晋 伍
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	井 上 喬

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社キングジムの2021年6月21日から2022年6月20日までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年6月21日から2022年6月20日までの第74期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議にオンライン形式等で出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年8月9日

株式会社 キングジム 監査役会

監査役(常勤)	清 水 和 人	Ⓔ
監 査 役	太 田 美 奈	Ⓔ
監 査 役	丹 羽 武 司	Ⓔ

(注) 監査役太田美奈及び丹羽武司は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

キングジムのサステナビリティ

当社はサステナビリティ向上のための取り組みを推進するため、サステナビリティ担当役員を選任し、部門横断的な組織「サステナビリティ委員会」を設置しております。グループで一丸となってこれまで以上にサステナビリティを推進するため、「キングジムグループ サステナビリティ基本方針」を策定いたしました。

当社の経営理念およびサステナビリティの考え方に基づき、ESGの観点から当社の事業活動と社会課題の関連性が高い項目をマテリアリティ(重要課題)として特定し、これらに紐づく重要テーマを選定いたしました。特定したマテリアリティ(重要課題)をSDGsと関連付け、マテリアリティ(重要課題)の解決に向けた取り組みを通してSDGsの達成に貢献してまいります。

キングジムグループ サステナビリティ基本方針

キングジムグループは、企業活動を通じて持続可能な社会の実現と当社グループの持続的な発展を目指します。

- 仕事と暮らしを便利で快適にする商品を開発し、世の中に新しい価値を提供することで社会に貢献します。
- 社会の責任ある一員として資源の有効活用を積極的に行い、企業活動の全域で地球環境の保全につとめます。
- 多様な人材がそれぞれの能力を最大限に発揮し、自分らしく活躍するための職場環境づくりを推進します。
- 健全なガバナンスにより社会から信頼される経営を行い、継続的な企業価値の向上を目指します。

マテリアリティ (重要課題)	重要テーマ	関連する SDGs
独創的な商品の開発による 社会貢献	<ul style="list-style-type: none"> ●世の中にない新しい価値の提供 ●サステナブルな商品の開発 ●品質管理の徹底 ●知的財産の獲得と保護 ●経営理念の実践と社内浸透 	    
環境への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ●CO₂排出量の低減 ●資源循環 (3R) ●廃棄物管理 	  
多様な人材の活躍推進	<ul style="list-style-type: none"> ●労働安全衛生 ●ダイバーシティ推進 ●人材育成 ●ワークライフバランス推進 	   
ガバナンスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ●コンプライアンスの徹底 ●リスクマネジメント 	

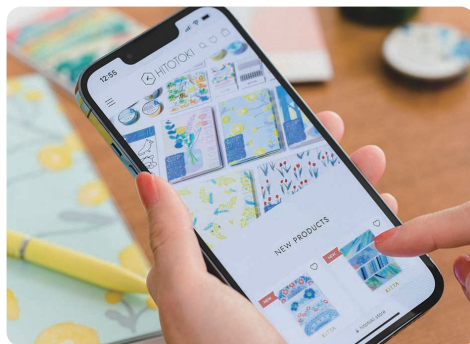
ライフオンプロダクツ(株)をグループ会社に

当社は2021年11月に生活家電や雑貨、ルームフレグランス等の商品企画・販売等を行っているライフオンプロダクツ(株)の全株式を取得し、グループ会社化いたしました。これまで(株)ラドンナ、(株)アスカ商会、(株)ぼん家具、ウインセス(株)をグループ会社化し、それぞれの事業の拡大や顧客基盤を活用してまいりました。今後もグループ会社の経営資源を有効に活用することによって企業価値を向上させ、事業拡大を目指してまいります。



EC事業の強化

新しい働き方や暮らし方はEC事業拡大の好機ととらえ、SNSやホームページを活用したECサイトへの集客、楽天モールをはじめとする様々なオンラインショップへの出店など、グループ全体で事業拡大を目指しております。さらに2022年5月には「日々を楽しむ」文房具ブランド『HITOTOKI』の公式オンラインストアをオープンし、ご好評をいただいております。今後も効果的なマーケティングの実施や取扱品目を拡大し、お客様にとってより便利で快適な環境を提供してまいります。



新製品 ▶ スマホ専用「テプラ」に「すみっこぐらし」デザインが登場

手のひらサイズのラベルプリンター「テプラ」Liteの新モデルとして、今年誕生10周年を迎える人気キャラクター、「すみっこぐらし」がデザインされた「テプラ」Lite LR30SGを発売しました。専用アプリでは簡単な操作でラベルの編集ができます。また、すみっこぐらしデザインの絵文字(約200種)と外枠(約20種)をはじめ、お名前付けや整理整頓に便利なテンプレートにも、すみっこぐらしデザインを搭載しました。



(C)2022 San-X Co., Ltd. All Rights Reserved.

新製品 ▶ 「ホルサック クリアーホルダーファイル」 発売

本体にクリアーホルダーを差し込むことで、複数枚を冊子状にまとめて収納できる、クリアーホルダー専用のファイルです。従来のファイルのように書類に穴をあける必要がなく、書類を手軽に整理できます。またクリアーホルダーの開口部を塞がないため、ホルダーをセットした状態でも中の書類が閲覧しやすく、出し入れしやすい設計です。



新製品 ▶ 「ポーズー」 ペンポーチ発売

好きなポーズにして楽しめる、ぬいぐるみ型のペンポーチです。本体に組み込まれた骨格パーツを自由に動かし、手・足・背中を自由に曲げられます。座らせてペン立てのように使用できるほか、手と足の間にスマホを立てかけてスマホスタンドのように使うこともできます。本体にはペンを約15本収納でき、付属のボールチェーンでかばんに付けることも可能です。



新製品 ▶ 『キングミニ』 シリーズ発売

誰もがオフィスで一度は目にしたことがあるおなじみのキングジム製品が、便利で可愛い手のひらサイズの文房具になりました。ラインアップは、累計販売冊数5億冊超えのロングセラー製品キングファイルをモチーフにした「キングファイルクリップ」と「キングファイルふせん」、そして保存ボックスの形をした、名刺がピッタリ収納できる「ミニ保存ボックス」の3製品です。



株主メモ

事業年度	毎年6月21日から翌年6月20日まで
定時株主総会 基準日	毎年9月開催 定時株主総会 毎年 6月20日 期末配当金 毎年 6月20日 中間配当金 毎年12月20日 そのほか必要があるときは、あらかじめ公告して定めた日
株主名簿管理人および 特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
株主名簿管理人事務取扱場所 (上記連絡先)	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 0120-782-031 (フリーダイヤル) https://www.smtb.jp/personal/procedure/agency/
公告の方法	電子公告により行います。 公告掲載URL https://www.kingjim.co.jp/ ただし、事故その他やむを得ない事由により、電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。
単元株式数	100株
上場証券取引所	東京証券取引所
証券コード	7962

株主優待制度

2021年12月15日付で発表のとおり、株主優待制度をより魅力あるものに変更いたしました。株主の皆様におかれましては、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

贈呈時期	定時株主総会終了後に発送する「決議ご通知」に同封し、贈呈いたします。
所有株式数	優待内容
300株以上1,000株未満	キングジム 公式オンラインストアで利用できる6,000円の株主優待クーポン1枚
1,000株以上	キングジム 公式オンラインストアで利用できる12,000円の株主優待クーポン1枚
2022年7月リニューアルオープン キングジム 公式オンラインストア	https://kingjim.com/

株主総会会場ご案内図

会場

東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目1番1号

ロイヤルパークホテル

2階「春海」

03-3667-1111 (代表)

会場までの交通機関

東京メトロ半蔵門線 水天宮前駅

4番出口 とホテルが直結しております。

東京メトロ日比谷線 人形町駅

A2出口 から徒歩約7分

都営地下鉄浅草線 人形町駅

A3出口 から徒歩約9分

駐車場の用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。



- ◎ご来場の株主様には、マスクの着用、入場時のアルコール消毒および検温のご協力を
お願い申し上げます。
- ◎今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の
当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

当社ウェブサイト <https://www.kingjim.co.jp/>

株式会社キングジム

東京都千代田区東神田二丁目10番18号